

正 誤

埼玉県告示第五十九号（平成三十年一月二十六日第二千九百七十一号）中訂正

ページ 行

一 前から七

誤

埼玉県比企郡小川町大字木呂子字栃谷九一九の一

正

埼玉県比企郡小川町大字木呂子字栃谷九一九の一（次の図に示す部分に限る。）

ページ 行

一 前から十一

誤

指定理由の消滅

正

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。）